



平成18年5月23日

各 位

会 社 名	シーキューブ株式会社
本店所在地	名古屋市中区門前町1番51号
代表者名	代表取締役社長 片桐清志
コード番号	1936 名証第1部
問い合わせ先	取締役総務部長 小澤 大
T E L	052-332-8020

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月23日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の第53回定時株主総会に下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 公告の利便性の向上、公告費用の削減を目的に、公告の方法として電子公告を採用するために所要の変更を行うとともに、併せて電子公告ができない場合の措置を規定するものであります。(変更案第5条)
- (2) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除することができる旨の規定を新設するものであります。(変更案第26条、第34条)
- (3) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。
 - ① 定款に定めがあるものとみなされる事項について、当該規定の新設または変更を行うものであります。(変更案第4条、第6条、第11条)
 - ② 単元未満株式についての権利を明確にするために、当該規定を新設するものであります。(変更案第10条)
 - ③ 株主総会の参考書類等をインターネットを利用する方法で開示することが認められたことから、当該規定を新設するものであります。(変更案第16条)
 - ④ 社外取締役および社外監査役について、広く優秀な人材の登用を可能にし、期待される役割を十分に発揮することができるよう、社外取締役および社外監査役との責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。(変更案第26条、第34条)
- (4) その他、用語および引用条文等について所要の変更を行うとともに、現行定款について条文の追加、削除、条数の変更、その他の修正ならびに字句の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月29日(木曜日)
定款変更の効力発生日	平成18年6月29日(木曜日)

以 上

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行する株式) 第5条 当社の発行する株式の総数は 550,413 百株とする。 ただし、株式の消却が行われた場合にはこれに相当する株式数を減ずる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(一単元の株式の数および単元未満株の不発行) 第7条 当社の一単元の株式の数は 100 株とする。 2. 当社は一単元未満の株式について株券を発行しない。</p> <p>(端株原簿への不記載) 第8条 当社は、1株未満の端数についてはこれを端株原簿に記載しない。</p> <p>(単元未満株式の買増し) 第9条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すべき旨を当社に請求することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数および株券の発行) 第6条 当社の発行可能株式総数は 550,413 百株とする。 2. 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己株式の取得) 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、100 株とする。 2. 当社は、第6条第2項の規定にかかわらず、単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。 ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(単元未満株式の買増し) 第9条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>

変更前	変更後
<p>2. 前項の請求があった場合において、当社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(名義書換代理人) 第10条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定しこれを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿および株券喪失登録簿への記載または記録、单元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第11条 当社の株券の種類、並びに名義書換、<u>実質株主名簿および株券喪失登録簿への記載または記録、单元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料は取締役会が定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(基準日) 第12条 当社は、毎決算期における最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において<u>権利を行使することができる株主とする。</u> <u>その他必要のある場合は、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録質権者とする。</u></p> <p>第3章 株主総会</p>	<p>2. 前項の請求があった場合において、当社が売り渡すべき数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。</p> <p>(单元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項に各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 前条に定める請求をする権利</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(削除)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(招 集) 第 1 3 条 (記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(議 長) 第 1 4 条 株主総会の議長には取締役社長があたり、取締役社長に事故があるときは取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議方法) 第 1 5 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合のほか出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. 商法第 3 4 3 条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で決する。</p> <p>(議決権の代理行使) 第 1 6 条 (記載省略) 2. (記載省略)</p> <p>(議事録) 第 1 7 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長並びに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名して、当会社にこれを保存する。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 (定 員)</p>	<p>第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集) 第 1 3 条 (現行どおり)</p> <p><u>(定時株主総会の基準日)</u> 第 1 4 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>(招集権者および議長) 第 1 5 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第 1 6 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法) 第 1 7 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第 1 8 条 (現行どおり) 2. (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>

変更前	変更後
<p>第18条 (記載省略)</p> <p>(選任)</p> <p>第19条 (記載省略)</p> <p>2. 前項の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数で決する。</u></p> <p>3. (記載省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. 補欠として選任された取締役の任期は、<u>退任した取締役の任期の終了すべき時までとする。</u></p> <p>3. 増員のため選任された取締役の任期は、<u>他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第21条 会社を代表する取締役は2名以内とし、<u>取締役会の決議をもってこれを定める。</u> (新設)</p> <p>(招集通知)</p> <p>第22条 (記載省略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第23条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、<u>議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名して、当会社にこれを保存する。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第24条 (記載省略)</p> <p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第25条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議で定める。</p> <p>(新設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>2. 前項の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (削除)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 会社を代表する取締役は2名以内とし、<u>取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって取締役会会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を各若干名定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p>

変 更 前	変 更 後
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(定 員)</p> <p>第 2 6 条 (記載省略)</p> <p>(選 任)</p> <p>第 2 7 条 監査役は株主総会で選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数で決する。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第 2 8 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 2 9 条 監査役は、その<u>互選により常勤監査役を定める。</u></p> <p>(招集通知)</p> <p>第 3 0 条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し会日より 3 日前に発するものとする。</p> <p>ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 3 1 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果は、<u>議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名して、当会社にこれを保存する。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第 3 2 条 (記載省略)</p> <p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第 3 3 条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 2 6 条 当社は、<u>会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第 4 2 7 条第 1 項により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 2 7 条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 2 8 条 監査役は株主総会において選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第 2 9 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 3 0 条 監査役会は、その<u>決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 3 1 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日より 3 日前に発するものとする。</p> <p>ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第 3 2 条 (現行どおり)</p>

変更前	変更後
<p>総会の決議で定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第34条 当社の営業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとし、毎営業年度末日を決算期とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第35条 当社の利益配当金は、毎決算期における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(第36条から移行)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第36条 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して、商法第293条の5に定める金銭の分配(以下中間配当という。)を行うことができる。</p> <p>(利益配当金等の除斥期間)</p> <p>第37条 利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2. 未払の利益配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の実任免除)</p> <p>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p>第6章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第35条 当社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第36条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下、「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当(以下、「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>(第36条第2項へ移行)</p> <p>(剰余金の配当の除斥期間)</p> <p>第37条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>(削除)</p>

以上